

交渉結果説明書

件名	2016年賃金確定等要求書	
提案日	平成28年11月10日	
提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度千葉県人事委員会勧告に準じ、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置いた給料表の引上げ及び民間の支給割合に見合うよう勤勉手当の0.1月分引上げのため、平成28年流山市議会第4回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。 ・平成28年度千葉県人事委員会勧告に準じ、民間企業及び公務における配偶者に係る扶養手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し（13,000円→6,500円（8級職員については3500円））、子に係る手当額を引き上げる（6,500円→10,000円）などの扶養手当の見直しを平成28年度から段階的に実施するため、平成29年流山市議会第1回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。 ・地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、①育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、②介護休業の分割取得、③介護のための所定労働時間短縮措置、④介護を行う職員の超過勤務の免除、⑤介護休暇等対象家族の範囲の拡大について条例整備するため、平成29年流山市議会第1回定例会に「流山市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。 	
交渉日	労使の別	主張の要旨
H28.11.10 H28.11.15 H28.11.16	当局側	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の千葉県人事委員会の勧告に準じたい。 ・平成28年流山市議会第4回定例会に

<p>H28.12.9 H28.12.27 H29.1.5 H29.1.11 H29.1.16</p>		<p>「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年流山市議会第1回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」及び「流山市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。
	<p>職員団体側</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市は今まで、千葉県人事委員会勧告に準拠してきた経緯から、すみやかに給料表を提示し、4月に遡り実施すること。 勤勉手当を0.1月引上げること。 子に係る扶養手当を4月に遡り支給すること。 「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う条例整備を実施すること。

交渉結果（合意内容）

- 1 平成28年度千葉県人事委員会の勧告を受け、平成28年4月1日に遡り給料表を改定するため、平成28年流山市議会第4回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程する。
- 2 平成28年12月期の勤勉手当支給月数を0.80月から0.90月に引上げる。（年間期末・勤勉手当支給月数4.20月から4.30月）
再任用職員については、0.375月から0.425月に引上げる。（年間期末・勤勉手当支給月数2.20月から2.25月）
- 3 平成29年度以降の期末・勤勉手当支給月数は、6月期末手当1.225月、6月勤勉手当0.85月、12月期末手当1.375月、12月勤勉手当0.85月とする。
再任用職員については、6月期末手当0.65月、6月勤勉手当0.40月、12月期末手当0.80月、12月勤勉手当0.40月とする。
- 4 給与改定の差額分及び勤勉手当の差額分は、年内に支給する。
- 5 平成28年度千葉県人事委員会勧告に準じた扶養手当の見直しを平成28年度から段階的に実施するため、平成29年流山市議会第1回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例案等」を上程する。

- 6 配偶者に係る扶養手当は、平成28年度13,000円、平成29年度10,000円、平成30年度6,500円、平成31年度8級のみ3,500円とする。

子どもに係る扶養手当は、平成28年度7,000円、平成29年度9,000円、平成30年度10,000円とする。

父母等に係る扶養手当は、平成28年度から平成30年度は6,500円、平成31年度は8級のみ3,500円とする。

- 7 子どもに係る手当は4月に遡り、差額分は年度内に支給する。
- 8 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う条例整備のため、平成29年流山市議会第1回定例会に「流山市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程する。

9 育児休業関係の改正

①育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える。

10 介護休暇関係の改正

①介護休暇の分割取得

要介護家族の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して6月を超えない範囲で、3回を上限として介護休暇を分割して取得できる。

②介護のための所定労働時間短縮措置

介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲で勤務しないことができる。

③介護を行う職員の超過勤務の免除

職員が介護を行うために請求した場合は、公務の運営に支障がないと認めるときは、所定労働時間を超えての勤務を免除する。

④介護休業等の対象家族の範囲の拡大

祖父母、兄弟姉妹及び孫の同居要件を撤廃する。